

## 分科会

### 産学官連携と知的財産

#### 概要

国立大学法人化を契機に、知的財産の管理に関するルールの整備や外部人材の活用、新しいマネジメント体制など、知的財産を軸とした産学官連携のための体制の整備は着実に進んできている。

他方、研究者の自由な研究活動と知的財産権の問題、契約や法務に関する課題、知的財産を活かした効率的な研究開発のための基盤整備など、産学官連携と知的財産に関する新たな課題が指摘されている。

この分科会では、これらの課題について今後の方策を検討し、大学等における創造的な研究開発や円滑な産学官連携の推進に資する。

#### 主な検討課題

- (1) 産学官連携活動の新たな展開に向けた知的財産の活用
- (2) 研究活動と知財権のバランスや、産学連携に関する契約・法務の問題など、知的財産に関する新たな諸問題
- (3) 情報・人材・連携などの視点から見た知的財産活用のためのインフラ整備

#### 主査およびパネリスト（敬称略）

- |       |        |                                 |
|-------|--------|---------------------------------|
| 主査    | ・荒井寿光  | ： 内閣官房知的財産戦略推進事務局長              |
| 特別講演  | ・佐々木幹夫 | ： 三菱商事株式会社取締役会長                 |
| パネリスト | ・佐々木幹夫 | ： 三菱商事株式会社取締役会長(再掲)             |
|       | ・石川正俊  | ： 東京大学理事・副学長・産学連携本部長            |
|       | ・竹岡八重子 | ： センチュリー法律事務所 弁護士 / マネージングパートナー |
|       | ・田中信義  | ： キヤノン株式会社常務取締役・知的財産法務本部長       |

## 分科会

### 三菱商事から見た産学連携と知的財産の事業化

佐々木 幹夫

(ささき みきお)

三菱商事株式会社取締役会長

中国や韓国などアジア諸国の成長、企業活動のグローバル化に伴う海外進出や国内産業の構造変革といった内外の経済環境変化が進む中、日本の国際的な産業競争力の強化が喫緊の課題となっているが、その大きなブレークスルーとなるのが、産学官が密接に連携の上、日本として新たな差別化と高付加価値化をもたらす知的財産戦略を構築し実践してゆくことである。

即ち、産学連携を新たなモメンタムとして、最先端分野も含めた日本の知的財産を戦略的に育成・強化し事業化を図ってゆくことは、地域を含めた日本経済の再活性化を促し、産業競争力を高めてゆくことに繋がるものである。

既にその方向性に沿った様々な具体的な動きが全国で始まっており、総合商社も大学、企業、並びに関係省庁・自治体・団体との連携が広がりつつあるが、その中で今一番求められているものが、

様々な優れた知的財産というシーズを時々刻々変化する市場や社会のニーズと効果的、且つ適時適切に結びつけ、さらには様々なリソースを融合しつつ、所謂、「死の谷」などのハードルを乗り越えて真の事業創造を実現してゆく役割機能、

更に、モノづくりに立脚した、ノウハウや意匠も含めた今迄の知的財産の蓄積を再評価し、その強みや優位性を反映した日本独自の知的財産の事業創造モデル

ではないかと考える。

総合商社も時代や社会の要請、経済環境の変化に応じ、柔軟にその役割機能を変えてきており、技術を核とした事業化や商品化についても、決して縁遠いものではなく、商社の基本機能である。例えば、三菱商事は、数十年前から欧米の技術導入、米国バテル記念研究所との協業、ベンチャー企業との事業連携、更に最近ではナノテク分野への先駆的対応を行うなど積極的な取組みを進めてきている。

今後の産学連携を基盤に据えた新たな知的財産の事業創造においても、総合商社は様々なパートナーとのWIN - WINの関係の中で、商社の持つ経験・情報・ネットワークを最大限に活かした機能を果たすことにより、メイド・イン・ジャパンの復権を担うプレイヤーの一員としての存在と役割を高めてゆきたいと考えている。

## 分科会

### 創造的知財戦略の実現に向けて

石川 正俊

(いしかわ まさとし)

東京大学  
理事・副学長・産学連携本部長

科学技術の価値構造の多様化を背景に、研究成果の国民への還元手段も大きく変化している。研究者が優れた成果を生み出したとき、研究者を悩ませる最大の問題は、その成果を社会に発信する方法の選択である。分野の特性、成果の内容、社会の興味、さらには発信のタイミングまでもが、成果の最適な活用方法の選択に、大きな影響を及ぼすことになり、極めて高度な判断が要求される。

加えて、大学のみならず企業の技術開発戦略においても、科学技術をリードする真の独創性の追求が求められている。多様化、細分化、短命化を続ける科学技術の中で、独創的な成果を社会が認める価値として位置づけるには、創造的な成果の発信方法が求められている。つまり、多様化する成果を知的財産として価値づけるにも、創造的な戦略が必要である。

成果として、無防備に論文を出せばよいという時代ではない。もちろん、無意味に特許を出せばよい時代でもない。最先端の研究開発に追いついていない既存法制の中で、金科玉条のごとく法律論や特許戦略をかざしてみても、成果の独創性の前では無力である場合も多い。多様化は、様々な知財契約にも及び、知財や技術のマネジメントが必要な現在、与えられた指標に対する意思決定は、共同・協力関係の多様化やグローバル化、さらにはCSRやコンプライアンスへの配慮等、法律やマニュアルに書いてあることだけでは、対応ができない。必要なのは、問題解決能力をもった知財戦略＝「創造的」な知財戦略である。新たな展開に迅速に適応でき、新しい戦略を自ら創出できる創造性を持った知財運営である。情報化社会になって、知識よりも、直面する諸問題に対して、適切な解決策を生み出す力が知財戦略に取って最も重要となる。

もう一つの視点は、知財戦略の構造的安定性の確保である。大学は、法人化を契機に知的財産に関するルールを整備や新しいマネジメント体制など、知的財産の有効利用に向けた体制を整備してきたが、日本の知財戦略の基盤構造は、まだまだ脆弱である。長期的な視点に立った産学官連携を考えると、必然的に違う大学と企業の役割を理解した上で、大学や企業に対する社会からの成熟した評価や構造安定な知財の活用フローの実現は、大学や企業の個別の問題ではなく、関連システムの全体構造としてとらえる必要がある。どこかに脆弱な構造がある限り、あるいはどこかに犠牲を伴うようでは、産業力の向上は望めない。迅速性の共有＝時間感覚の共有、人材の交流、教育を受ける立場にあり次世代を担う学生への配慮等、まだまだ改善の余地がある。

多様性が求められる科学技術の進展の中で、構造安定なシステムとして、多様性、先進性、総合性といった特徴をもつ社会システムとして大学と社会の関係はますます重要になる。

## 分科会

竹岡 八重子

(たけおか やえこ)

センチュリー法律事務所  
弁護士 / マネージングパートナー

国立大学法人化から1年余り、産学官連携は体制整備の段階から実践段階に入った。今後大学や公的研究機関は、研究シーズの企業における事業化や企業内人材の育成等で、より深い貢献が求められることは疑いがない。

産学官連携の実践フェーズにおける大学や公的研究機関側の課題は次の三点である。

第一に、共同研究、受託研究等の分野で、企業の実際の事業化により貢献できるパートナーとなる事である。これは同時に大学等が企業戦略により深く関わることを意味し、大学内の知財や秘密情報の管理等の責務が増すことを意味する。また、企業の事業化に踏み込んだ提携の形態をとるため、既存の共同研究契約の枠組を超えることも出てくるだろう。

第二に、大学や研究所発ベンチャーの多様化に伴い、特に既存企業との提携戦略をとるベンチャー企業に対し、知財本部やTLOは、知財のライセンスの場面でより柔軟な対応が迫られることになるだろう。これをベンチャー側から見たときは、ベンチャー支援プログラムの充実、との要求となる。

第三に、企業内人材を中核とする社会人に対する知財教育である。社会人、特に企業内人材の育成においては、知財の知識教育だけでは不十分で、研究開発と研究成果の事業化とのリンクが必要である。この分野で大学は、技術と知財と経営の3分野を融合した実践的な教育が求められている。これは同時に、新しい知財学の創設に結びつくものである。

## 分科会

田中 信義

(たなか のぶよし)

キヤノン株式会社  
常務取締役・知的財産法務本部長

様々な施策により産学連携や大学における知的財産活動が活発になってきたことは大変、喜ばしいことです。しかしながら全てがスムーズにいったる訳ではありません。いろいろな産学連携が進められている今日、お互いの文化の違いを理解する努力をし、さらに活発に進めることが大切です。この会議では、産学連携について企業の立場からの問題点および企業における対応について論じたいと思います。

### 1. 研究発表と知的財産

まず、研究発表と特許出願の問題です。企業は、大学の発表を知り、大学と共同研究や委託研究をはじめることが多い訳です。この時、既に大学側で特許出願していることがあります。話を始めてみますと出願前に学会等で発表されており、その際に30条の適用申請をし忘れていたことがあります。また細切れに発表されており、その後の有効な権利取得が難しい状況になっていることもあります。大学側は、特許出願を考慮した研究発表をすることが肝要であると思います。また出願手続きをする弁理士の方は、出願に関連する発表がされていないか良く確認すること、あるいは出願前から企業が参加して知的財産の経験者がしっかり対応する必要があると思います。

### 2. 共同研究契約

共同研究にはいろいろな形態があり得ます。これをひとつの契約で済ますことには無理があります。先の見え難いケースの場合は、お互いの理解の上で、検討段階では機密保持契約だけを結び、更に研究を進めることになったら共同研究契約を結び、或いは研究の進展状況に応じて契約を結び直すなど、ケースバイケースで柔軟に契約内容を変えていくことが大事であると思います。不実施補償等の争点だけで貴重な時間を浪費することを避けることが賢明であると思います。

### 3. インフラ整備

キヤノンでは、産学連携の新しいやり方を考え、その実践のためのインフラ整備を進めています。その一つが大学の先生に自由に研究設備を活用していただくことです。

大田区の本社に建設している先端技術研究棟が、今年7月に完成し、何箇所かに分散していた本社研究部門を集結することになっています。この新しい研究棟には、スーパーコンピューターや最先端の計測機器等を導入する計画になっています。大学の先生にも使用して頂ける部屋も準備しており、これらの設備を最先端の研究に活用していただくような運用を考えているところです。

また産学官連携のためのガイドラインを準備しています。キヤノンの研究者が、大学や公的研究機関と産学連携を行うときの考え方、契約条件などについて具体的な代表例を挙げて明示したものです。このガイドラインにより、契約をするときの留意点が事前に検討でき、契約も短時間で結べるような工夫がされています。